# 平成 28 年社会生活基本調査 調査票を記入する前に(調査票B用)

この『調査票を記入する前に』をよくお読みになってから,調査票に 記入してください。

- あなたの世帯に住んでいる人のうち、平成 28 年 10 月 20 日現在で、すでに3か月以上一緒に住んでいるか、または、3か月以上にわたって一緒に住むことになっている 10 歳以上の人は、もれなく記入してください。
  - (注) 家族以外の人でも、生計を共にしている単身の同居人や単身の住み込みの雇人は、 あなたの世帯に含めてください。
- 10 月 20 日現在,病院や療養所に入院している人や社会福祉施設に入所している人などは,記入する必要はありません。
  - ◎旅行,出稼ぎなどで自宅を不在にする場合であっても,期間が3か月未満の人については, 自宅で調査します。
  - ◎3か月以上にわたって、住んでいる所も住むことになっている所もない人は、現在いる場所で調査します。
  - ◎学校の学生寮・寄宿舎などから通学している学生・生徒・児童は、住んでいる期間にかかわらず、 その学生寮・寄宿舎などで調査します。
- 調査票4~7ページの「16 生活時間について」は、指定された日の状況を 記入してください。また、記入に当たっては、別にお配りした『生活時間メモ』 を活用してください。
- 記入には、必ず黒の鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。 ボールペンや万年筆は黒色でも使用しないでください。
- ●書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してから記入してください。 また、鉛筆の粉、消しゴムの消しクズは、きれいに取り除いてください。
- ●調査票は、機械にかけますので、汚したり、水などでぬらしたりしないでください。
- 調査の内容,調査票の記入方法などについて,わからない点がありましたら,コールセンターにお問合せいただくか,調査員が訪問した際にご質問ください。

## 社会生活基本調査コールセンター

**0570-03-7931** 

I P電話・PHSの場合: **03-6748-1973** 

- ※ **おかけ間違いのないようにご注意ください**。
- ※ <u>ナビダイヤルの通話料金は</u>,一般の固定電話の場合,全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。 携帯電話の場合,所定の通話料金となります。
- ※ IP電話・PHS用電話番号の通話料金は、それぞれ所定の通話料金となります。



設置期間:平成28年11月4日(金)まで 受付時間:午前8時~午後9時

(土・日・祝日もご利用いただけます)

### 調査票2ページ▶「1 氏名・男女の別」~「9 勤めか自営かの別」

●世帯員のうち一人は必ず「世帯主」とし、他の世帯員は「世帯主」とした人からみた続き柄によって記入します。 世帯主が出稼ぎなどのため、3か月以上不在の場合は、世帯員のうちから世帯主に代わる人(例えば配偶者) を選んで「世帯主」とします。

●年,月は右づめで記入してください。

なお、空いた枠を「〇」で埋める必要はありません。

●「未婚」には,小学生など結婚できる年齢に満たない人も含めます。

#### ●学校の区分は、以下を参考に記入してください。

- ・専門学校は、修業年限により、当てはまるところに記入してください。在学生に ついては、現在の学年ではなく修業年限により記入します。
- ・高校・専門学校・短大・大学・大学院については、定時制やこれらの学校の卒業 資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- ・<u>調査票に記載の学校区分以外の場合は、入学資格や修業年限により、相当する学</u>校区分(小学、中学、高校・旧制中、短大・高専、大学、大学院)に記入します。
  - ▼ 高等専修学校, 各種学校の場合

入学資格や修業年限により,相当する学校区分に記入します。下表に該当しない場合は,直前の最終卒業学校について記入します。

	高等専修学校,各種学校	学校区分
高等専修学校 (専修学校高等課程)	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校•旧制中
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大•高専
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校•旧制中

- ・中途退学した人は,直前の最終卒業学校について記入してください。小学校を中途退学した場合は,「在学したことがない」とします。
- ・予備校・学習塾・洋裁教室・英会話教室や職員・社員の研修所・訓練所などは ここでいう学校には含めません。



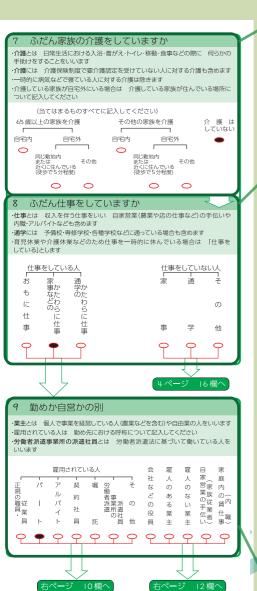
### ▼ここでいう「ふだんの生活への影響」とは

以下のような日常生活への影響をいいます。

- ・日常生活の動作(衣服の着脱,食事,入浴など)
- 外出
- 仕事、家事、学業
- 運動(スポーツを含む)

など

●ふだんの状態がはっきり決められない場合は, おおむね1年間に30日以上介護をしていれば 「ふだん介護をしている」とします。



#### ▼ここでいう「仕事」とは

収入(ただし自己所有の株券などの売買差益により得た収入を除く。)を伴う仕事をいい、内職、臨時の仕事、アルバイト、パートで行っている 仕事も含めます。

また、家族の人が自家営業の仕事を手伝っている場合は、無給であっても「仕事」に含めます。

#### ▼「仕事をしている」とは

ふだん仕事をしており、今後も仕事を続けていく場合をいいます。

- ・ 仕事を休んでいる場合は、収入の有無にかかわらず「仕事をしている人」 に含めます。
- ・仕事があったりなかったりする人や、忙しいときだけ自家営業の仕事を 手伝う家族の人など、ふだんの状態がはっきり決められない場合は、 おおむね1年間に30日以上仕事をしている場合を「仕事をしている」と します。

#### ▼ここでいう「通学」とは

小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・ 洋裁学校などの各種学校または専修学校に通っている場合も含めます。

#### ▼二つ以上の仕事に従事している場合は

おもな仕事(収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方) について記入してください。

- ・雇用されている人・・・・会社・団体・官公庁や個人商店などに雇われている人をいい、住み込みの家事手伝い、 日々雇用されている人、パートやアルバイトなどで働いている人も含めます。
- ・会社などの役員・・・・・会社の社長・取締役・監査役、独立行政法人の理事・監事などの役員をいいます。
- ・雇人のある業主……個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、人を雇って 事業を営んでいる場合をいいます。
- ・雇人のない業主・・・・個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などで、本人または無給で家業を手伝っている家族だけで事業を営んでいる場合をいいます。
- ・自家営業の手伝い・・・自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。 (家族従業者) 給料・賃金をもらっている場合は、家族であっても、「雇用されている人」とします。

「労働者派遣事業所の派遣社員」は、他に当てはまるものがあっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。

#### **▼**「フルタイム」には

勤め先での呼称が「パート」や「アルバイト」などであっても、1週間のあらかじめ 決められた労働時間が40時間程度の場合は含めます。

- ●育児休業や介護休業など、仕事を一時的に休んでいる場合は、休業前の状態について記入してください。
- ●年次有給休暇がある場合で、今の仕事について1年未満の人や、育児、介護、病気療養のためこの1年間に長期にわたって休暇をとっていた人は、「その他」とします。
- ▼時間単位または半休などで年次有給休暇を取得した場合は

この1年間に取得した年次有給休暇時間を合算して、あらかじめ決められた1日の労働時間によって日数に換算して記入します。

端数については切り上げます。(例) 年次有給休暇を 10 日と 4 時間取得した場合は「11 日」とします。

#### 

●勤め先の事業の内容ではなく、本人がしている仕事の内容を記入してください。

「会社員」、「事務員」、「営業部員」、「工員」、「公務員」のようなおおまかな書き方ではなく、実際にどのような仕事をしているかがわかるように記入してください。例えば、「看護師」、「美容師」など、仕事の内容を十分に言い表す職名があるときは、その職名をそのまま記入してください。

「労働者派遣事業所の派遣社員」は、派遣先で自分が実際にしている仕事の内容 を記入してください。

▼二つ以上の勤務先で仕事の内容が異なる場合は

そのうちおもな仕事(収入が多い方、収入が同じ場合は勤務時間が長い方)を 一つだけ記入してください。

▼一つの勤務先で二つ以上の仕事に従事している場合は

勤務時間が長い方を一つだけ記入してください。

勤務時間が同じ場合など、勤務時間によって判断することができない場合は、 以下の例を参考に記入してください。

- ・技能的な仕事と販売の仕事の両方をしている人は、技能的な仕事を記入してください。
  - (例) 靴の修理と販売をしている人…「靴の修理」 薬の調剤と販売をしている人…「薬剤師」
- ・経営者で経営管理以外の仕事に直接従事している人は、その直接従事している仕事を 記入してください。
  - (例)食堂の経営者で調理もしている人・・・「食堂の調理人」 病院の院長で内科の診療もしている人・・・「内科医師」



おもに何をしていましたか

2:00 レストンンでは、 スーパーマーケットへ行く

時刻 ※ 15分ごとに

30- 資

0:00

10 勤務形態

#### ▼「就業時間」には

- ・本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをしている場合は、それらすべての時間を 含めます。ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。
- ・家事の時間や、無報酬または実費程度の金額の支払いを受けているボランティア活動などの時間は含めません。
- ・残業や早出をした時間もそれが継続的でふだんの状態であれば含めます。
- ・時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。



動の

1 2 3 0

**O** 2 3 **O** 2 3

O 0 2 3

5 6 7 5 6 **0** 

同時に何か 他のことをしていましたか

近所の人とおしゃべり 音楽を聴く

3

ラジオを聞く → テレビを見る

「16 生活時間について」は、6~13ページを参考に記入してください。

#### ▼「希望する時間」には

本業・副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなど、 それらすべての時間を含めます。

ただし、通勤時間、食事の時間、休憩時間などは含めません。

- ▼「仕事からのこの1年間の収入」には 毎月の給料、賃金、残業手当などのほか、 期末手当やボーナスなども含めます。
- ▼この1年間に仕事を変えた人は この1年間に仕事を変えたり、新たに仕事 についた人は、今の仕事についたときから 現在までの実績を基にして、1年間の収入 額を見積もって記入してください。 前の仕事からの収入および退職金は含めま
- 世ん。
- ▼「労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は 派遣先事業所を変わったかどうかにかかわ らず、派遣元事業所から支給されたこの 1年間の賃金・給料などを記入してください。

#### ▼仕事を休んでいる場合は

育児休業や介護休業など、現在仕事を休んでいる人は、この1年間に仕事から得た収入があればそれについて記入してください。ただし、育児休業手当や介護休業手当などの給付金は除きます。